



国立研究開発法人日本医療研究開発機構
Japan Agency for Medical Research and Development

平成30年度の主な変更事項等について

経理部契約調整グループ

1. 委託研究開発契約書

委託研究開発契約書

(額の確定)

第18条の3 甲は、第18条の2の検査の結果、委託研究開発費の支出状況が適切であると認めるときは、当事業年度における委託研究開発費の上限額と本委託研究開発の実施に要した経費の額のうち適切と認めたとのいずれか低い金額を、甲が当事業年度において支払うべき委託研究開発費の額として確定し、乙に通知する。

2 乙は、既に支払を受けた委託研究開発費が前項で確定した委託研究開発費の額を超過する場合は、その超過金額を甲の定める期限までに返還しなければならない。

3 乙は、前項の超過金額を前項の期限までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、延滞金を甲に支払うものとする。この場合において、延滞金は、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した額の範囲内で甲により定めるものとする。

委託研究開発契約書

(契約の解除)

第20条

～中略～

- 3 乙は、前項の規定により委託研究開発費を返還するときは、返還に係る委託研究開発費の受領の日から納付の日までの日数に応じ、加算金を甲に支払うものとする。この場合において、加算金は、当該委託研究開発費の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した額の範囲内で甲により定めるものとする。
- 4 乙は、第2項の期限までに委託研究開発費を納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、延滞金を甲に支払うものとする。この場合において、延滞金は、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した額の範囲内で甲により定めるものとする。
- 5 第2項ないし第4項の規定は、本契約終了後において第1項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合においても適用があるものとする。

2. 委託研究開発契約事務処理説明書

委託研究開発契約事務処理説明書

Ⅲ. 委託研究開発契約の変更・中止・廃止の手続

2. 委託研究開発契約の変更に係る留意事項

AMEDでは必要と認める課題について、中間評価を実施することがあります。評価結果によっては、PS、PO等の総合的な判断によりAMEDが課題の中止(早期終了)や延長等を決定することがあります。それに伴い委託期間や委託研究開発費の変更等、委託研究開発契約を変更する必要がある場合は、委託研究開発契約変更契約書を取り交わします。

委託研究開発契約事務処理説明書

IV. 執行について

4. 直接経費の取扱い

(4) <その他>

⑪ 倫理審査費用について

臨床研究法(平成29年法律第16号)に基づき設置した認定臨床研究審査委員会の審査に係る費用(審査費用)については、研究機関の規程に基づき適正に計上してください。

3. 医療研究推進事業費補助金取扱要領

医療研究推進事業費補助金取扱要領

(補助金の額の確定等)

第19条

～中略～

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、機構は、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

医療研究推進事業費補助金取扱要領

(交付決定の取消等)

第21条

～中略～

- 2 機構は、前項各号のいずれかの事由に該当するとして補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 機構は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第19条第3項の規定を準用する。
- 5 第1項ないし前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

4. 補助事業事務処理説明書

補助事業事務処理説明書

IV. 執行について

4. 各費目の取扱い

(4) <その他>

⑪ 倫理審査費用について

臨床研究法(平成29年法律第16号)に基づき設置した認定臨床研究審査委員会の審査に係る費用(審査費用)については、研究機関の規程に基づき適正に計上してください。

補助事業事務処理説明書

IV. 執行について

11. 実施機関における管理体制、不正行為等への対応について

(5) 不正行為等に対する措置

●不正行為・不正使用・不正受給が認められた場合について

1) 交付決定の取消し等

AMEDは、本事業において不正行為等が認められた場合は、実施機関に対し、交付決定を取消し、補助金の全部又は一部の返還を求めます。返還にあたっては、返還に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した加算金を付することとします。

5. 補助事業収支決算書

補助事業収支決算書

【報告様式1-1】収支決算書

平成30年度より様式を次のとおり変更します。

補助事業収支決算書

(報告様式1-1)

収 支 決 算 書

課題管理番号 18zz0000j0000

補助率 1

(単位:円)

機関名		交付決定額 (A)	流用額 (B)	流用後額 (C(=A+B))	補助対象経費 (D)	補助対象経費×補助率 (E)	受けるべき補助金の額 (F=Min(C,E))
総額		65,000	0	52,000	52,800	52,800	52,000
直接経費	物品費	10,000	-800	9,200	9,200	9,200	9,200
	旅費	10,000	1,200	11,200	11,200	11,200	11,200
	人件費・謝金	10,000	200	10,200	11,000	11,000	10,200
	その他	10,000	-600	9,400	9,400	9,400	9,400
	合計	40,000	0	40,000	40,800	40,800	40,000
間接経費／一般管理費		12,000	0	12,000	12,000	12,000	12,000
返還額						0	13,000
自己充当額						800	
繰越額	直接経費	10,000					
	間接経費／一般管理費	3,000					
	合計	13,000					
差引					0		0
備考欄							

6. 研究開発参加者リスト/補助事業参加者リスト

研究開発参加者リスト/補助事業参加者リスト

委託：【計画様式1-1】研究開発参加者リスト

補助：【計画様式3】補助事業参加者リスト

- 研究開発参加者リストは常に最新に！（平成29年度版）
- 平成30年度より研究開発参加者リストの様式が大幅に変更となります。

研究代表者の皆様
経理担当者の皆様

研究開発参加者リストは ～～常に最新に！～～



❗ 「機構委託費人件費対象者」に●印がついていますか？

人件費の対象となっている参加者については研究開発参加者リストの「機構委託費人件費対象者」に●印がついていることが必要です。●印がついていないと執行を否認されてしまいます。また、経費等内訳書・契約項目シートの人件費のシートの記載と整合性があることが必要です。ご確認ください。

❗ 旅費の対象者（招聘をのぞく）は研究開発参加者リストへの記載が必要です！

再委託契約がある分担研究機関に所属の参加者（研究協力者等）については、所属する分担研究機関から支出をしてください。再委託契約がない機関に所属の参加者（研究協力者等）については研究代表者の研究機関からの支出が可能です。どちらの場合も研究開発参加者リストに記載されている参加者が旅費支出の対象となります。

❗ 異動される先生の所属部署の変更はお済みですか？

研究開発参加者の所属部署、役職の変更は事務処理説明書 III. 委託研究開発契約の契約変更に係る手続に従い、変更届をご提出ください。に

❗ 途中から参加するメンバーは事前に追加がされていますか？

参加者の追加、削除については、該当者の経費の執行時期と矛盾がないように参画期間を記載してください。参画期間を外れた時期における経費の執行は否認されることがあります。

❗ 研究分担者の変更は「変更承認申請」になります。事前にご相談を！

研究開発分担者（分担研究機関）の変更は研究体制が変わる重大な変更となりますので、「変更承認申請」の手続が必要です。事後の変更はできませんので、AMEDの課題担当者に相談の上、必ず事前に申請下さい。



AMEDは皆さんの研究費が適切に効果的に
執行されるよう、サポートいたします。

AMED 経理部契約調整グループ
TEL: 03-6870-2209
E-mail: keiyaku_chosei@amed.go.jp